

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

(1) 「こども性暴力防止法」の施行等に伴う条例改正について

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号)(こども性暴力防止法)の施行(令和8年12月25日)に伴い、国の「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等が改正され、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所及び母子生活支援施設等の設置者並びに指定障害児通所支援事業者等は、**児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、犯罪事実の確認など必要な措置を講じなければならないこととされた。**

(2) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の改正に伴う条例改正について

① 満三歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定の追加

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第29号)により、満三歳以上限定小規模保育事業^{*}が創設されたことに伴い、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」等が改正され、満三歳以上限定小規模保育事業に係る規定が追加された。

※満三歳以上限定小規模保育事業

保育を必要とする満3歳以上の児童の保育を目的とする利用定員6人以上19人以下の施設。

② 幼保連携型認定こども園における主務保育教諭等の規定の追加等

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第68号)の施行に伴い、国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等が改正され、主務保育教諭^{*}等に関する規定が追加された。

また、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するため、認定こども園における学級編成の基準が、原則35人以下から原則30人以下に引き下げられた。(令和14年3月31日までは35人以下とすることができる経過措置あり。)

※主務保育教諭

主務保育教諭は、園児の教育及び保育等をつかさどり、及び命を受けて幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

③保育士等の配置基準に関する変更に伴う規定の追加等

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等が改正され、保育所等における保育士等の数の算定に当たって、特定理学療法士等^{*}を1人に限り保育士等とみなすことができることとされた。

また、3歳児に係る職員配置基準（3歳児15人につき1人）について、当分の間認められていた経過措置（3歳児20人につき1人）の期間が、令和10年3月31日までとされた。

※特定理学療法士等

当該保育所等に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者。

（1）及び（2）の改正を受け、本市においても、国の基準に従い又は参酌して定めている「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等について、所要の改正を行うものである。

2 改正する条例

(1) 「こども性暴力防止法」の施行等に伴う条例改正について

番号	市条例	国基準	対象となる 主な認可・認定施設
1	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年条例第1号)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
2	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 ^{*1} (平成31年条例第1号)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園
3	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^{*1} (平成26年条例第29号)	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園
4	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^{*2} (平成26年条例第30号)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	小規模保育事業所
5	青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和7年条例第4号)	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	乳児等通園支援事業所
6	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^{*3} (平成24年条例第74号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	母子生活支援施設 保育所

(2) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の改正に伴う条例改正について

① 満三歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定の追加

番号	市条例	国基準	対象となる 主な認可・認定施設
7	青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第28号)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	特定地域型保育事業
8	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^{*2} (平成26年条例第30号)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	小規模保育事業所

②幼保連携型認定こども園における主務保育教諭等の規定の追加等

番号	市条例	国基準	対象となる 主な認可・認定施設
9	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 ^{※1} (平成31年条例第1号)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園
10	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^{※1} (平成26年条例第29号)	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園

③保育士等の配置基準に関する変更に伴う規定の追加等

番号	市条例	国基準	対象となる 主な認可・認定施設
11	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 ^{※1・※4} (平成31年条例第1号)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園
12	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^{※1・※4} (平成26年条例第29号)	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園
13	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^{※2・※4} (平成26年条例第30号)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	小規模保育事業所
14	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^{※3・※4} (平成24年条例第74号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	保育所

※1 「青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」及び「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」は(1)及び(2)②③の改正を行う。

※2 「青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は(1)及び(2)①③の改正を行う。

※3 「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、(1)及び(2)③の改正を行う。

※4 ③のうち、3歳児に係る職員配置基準については、「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」(令和6年条例第23号)の一部改正(経過措置に係る部分)により改正を行う。

3 主な改正内容 ※いずれも国基準のと通りの改正

(1) 「こども性暴力防止法」の施行等に伴う条例改正について

番号	項目	改正前	改正後
1 ～ 6	児童対象性暴力等の防止	(追加)	<u>「児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない」旨規定</u>

(2) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の改正に伴う条例改正について

① 満三歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定の追加

番号	項目	改正前	改正後
7	満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う文言修正	<u>法第十九条第二号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する教育・保育認定子ども</u> 等	<u>満三歳以上保育認定子ども</u> 等
8		(追加)	<u>又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u> 等

② 幼保連携型認定こども園における主務保育教諭等の規定の追加等

番号	項目	改正前	改正後
10	幼保連携型認定こども園に置く職員	(追加)	<u>「主務保育教諭」等を追加</u>
9 ・ 10	認定こども園の学級編成の基準	一学級の園児の数は、 <u>三十五人</u> 以下でなければならない。	一学級の園児の数は、 <u>三十人</u> 以下でなければならない。

③保育士等の配置基準に関する変更に伴う規定の追加等

番号	項目	改正前	改正後
11 ～ 14	保育士等とみなすことができる者	(追加)	「特定理学療法士等」等を追加
	3歳児の配置基準の経過措置期間	当分の間	令和十年三月三十一日までの間

4 施行期日

(1) 「こども性暴力防止法」の施行等に伴う条例改正について

令和8年12月25日

(2) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の改正に伴う条例改正について

①満三歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定の追加

公布の日の翌日 ※公布の日までは国の基準が適用

②幼保連携型認定こども園における主務保育教諭等の規定の追加等

公布の日

③保育士等の配置基準に関する変更に伴う規定の追加等

公布の日